

キャッシュ・フロー計算書へのアプローチの検討

A Study on Approach to Statement of Cash Flows

澤 村 隆 秀*

Takahide SAWAMURA

- I. はじめに
- II. 資金概念アプローチの検討
 - II-1. 流動性と支払能力
 - II-2. 資金概念アプローチ
- III. 情報内容アプローチの検討
 - III-1. 財務弾力性
 - III-2. 情報内容アプローチ
 - III-3. 包括利益とキャッシュ・フロー情報
- IV. おわりに

I. はじめに

キャッシュ・フロー計算書は、現在、多くの国々で基本財務諸表の一つとして作成され、公表されている。しかしながら、このキャッシュ・フロー計算書が作成されはじめたのは1800年代まで遡り、これまで多くの種類の計算書がみられた。それらは資金計算書として総称され、多くの研究者、実務家などにより検討が加えられてきた。アメリカにおいてはじめて意見公表されたのは、1963年10月にアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants；AICPA）の会計原則審議会意見書第3号（Accounting Principles Board Opinion No.3；APBO3）「資金の源泉および使途に関する計算書」（The Statement of Sources and Application of Funds）¹⁾にもとづく資金の源泉および使途に関する計算書（Statement of Sources and Application of Funds）である。次いで、1971年3月にアメリカ公認会計士協会（AICPA）が公表した会計原則審議会意見書第19号（Accounting Principles Board Opinion No.19；APBO19）「財政状態変動の報告」

* 中部大学経営情報学部教授－会計学

Professor, College of Business Administration and Information Science, Chubu University – Accounting

(Reporting Changes in Financial Position)²⁾にもとづく財政状態変動表(Statement of Changes in Financial Position; SCFP)では、基本財務諸表として位置づけられるようになった。この財政状態変動表(SCFP)は世界各国に普及したのである。この頃、資金計算書は設定される資金概念について活発な議論が展開されていた。

そこで、本稿ではキャッシュ・フロー計算書とそれ以前の資金の源泉および使途に関する計算書や財政状態変動表(SCFP)などの資金計算書に注目し、それぞれの計算書へのアプローチを検討する。財政状態変動表(SCFP)などの資金計算書に対しては、資金概念にもとづいて資金計算書を作成する方法を資金概念アプローチとよび、その基礎概念となる流動性と支払能力を検討し、その特徴および限界を指摘する。また、キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows)に対しては、キャッシュ・フロー情報の内容を活動別に整理して開示する方法を情報内容アプローチとよび、その基礎概念となる財務弾力性を検討し、その特徴を指摘する。最後に、1980年代以降、包括利益(Comprehensive Income)の概念が提唱されるようになり、包括利益の報告を考慮した場合、キャッシュ・フロー情報はどのように開示されるかを検討することで、キャッシュ・フロー情報開示の今後の展望を探りたい。

II. 資金概念アプローチの検討

II-1. 流動性と支払能力

流動性の明確な定義はいまだなされていないようである。それにもかかわらず、流動性という用語は会計分野だけでなく、経済、金融関係の分野においても用いられ、自然科学の分野においてもまた用いられている。このように流動性は広範に用いられる用語であり、経済学的な視点からは多義的な内容を示し³⁾、次のような定義もみられる⁴⁾。

「(A)資産が資本損失(キャピタル・ロス)なく即時に貨幣に転換されうる可能性の度合いをいう。それは、資産の市場性の大小と、市場価格変動にもとづく資産価値の確実性とに依存する。また流動性のきわめて高い金融資産、すなわち貨幣および準貨幣そのものを意味する。→市場性ある資産(B)→銀行流動性」

ここでは、流動性の概念として貨幣および準貨幣、すなわち現金および現金に近似するものを指摘している。貨幣そのものと貨幣への換金性を重視している。これに対して、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が1980年に公表した討議資料(Discussion Memorandum; DM)『資金フロー、流

動性および財務弾力性の報告』(Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility)では伝統的な見解として次のように述べている⁵⁾。

「流動性は著名な文献においては定義されていない。しかしながら、この用語は、しばしば、企業の将来の正味短期現金流入の十分さを規定するよう用いられる。流動性は、しばしば、短期(流動)資産と短期負債の貸借対照表表示額の関係から予測される。しかしながら、この関係は、いくつかの理由から短期正味現金フローの十分さの良い指示器でないこともある。」

短期正味現金フローの良好な指示器でない理由として、次の3つを示している⁶⁾。(a)棚卸資産、前払費用などは生み出すであろう現金フローを示すものではない。(b)個別の流動資産および流動負債の満期日は相違する。(c)流動資産および流動負債は比較的短期間であっても将来の現金流入・流出をすべて示さない。この伝統的な見解では、流動性は将来の正味現金流入であり、流動資産と流動負債から求められるとされる。討議資料(DM)では流動性という用語は、資産および負債の「現金への近さ(Nearness to Cash)」にあるとして、次のように述べている⁷⁾。

「この議論で用いられる場合、流動性という用語は資産および負債の『現金への近さ』に関連する。」

このように、流動性においては将来の現金流入、現金への近さ、換金性などが重要になる。一般的には、流動性は、企業の安全性あるいは健全性を示すとされている⁸⁾。そこで、流動性を次のように整理し⁹⁾、そのあとで討議資料(DM)における流動性を再検討してみる。

流動性は、絶対的流動性と相対的流動性に大別される。まず、絶対的流動性には貸借対照表における流動性配列法および手元流動性がある。流動性配列法は現金へ転換の速さによる資産および負債の配列方法にみる考え方で、手元流動性は現預金の回転期間であり、以下のとおりである。

$$\text{現金預金「回転期間」(月)} = \frac{\text{現金預金(当期平均)}}{\text{当期売上高} \div 12^*}$$

※原著では6ヶ月

次に、相対的流動性には一時点における支払義務とその支払手段との対比および一期間における収入と支出との対比がある。前者は、一時点の対応を考慮しているので

静態的流動性ともいえる。たとえば流動負債という支払義務と流動資産という支払手段との対応が考えられる。この場合には、流動比率と正味運転資本があり、以下のとおりである。

$$\text{流動比率（％）} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{正味運転資本} = \text{流動資産} - \text{流動負債}$$

後者は、一期間の対応を考慮しているので動態的流動性ともいえる。この場合にも、収入と支出との対比である収支比率および差額を示す収入超過あるいは支出超過があり、以下のとおりである。

$$\text{収支比率（％）} = \frac{\text{収 入}}{\text{支 出}} \times 100$$

$$\text{収入超過または支出超過} = \text{収入} - \text{支出}$$

討議資料（DM）における伝統的見解としての流動性は静態的流動性を示しているが、資産および負債の「現金への近さ」を強調するにつれてその内容が拡大しているようである。その有効性について、次のように述べている¹⁰⁾。

「流動性に関する情報は、基本的には、既存の資産および負債から近い将来に生じる現金フローのタイミングを予測するさいに有効である。短期現金フローに関する情報は有効である。短期現金フローは長期現金フローの一部であるから、さらに、短期現金フローは新しい投資機会を利用すべき企業的能力および短期負債に必ずべき企業的能力を決定する。

投資者、債権者およびその他の主要な目的は、将来の現金流入が(a)債務が満期になる時点でそれらに必ずするため、(b)事業内部の再投資を規定するため、そして(c)所有者に分配するために十分であるかどうかを予測することである。これらをするために、経営者は、資産の流動性と負債の流動性との間の均衡を通常維持しようとするのである。」

このように討議資料（DM）における流動性では、タイミングを重視した短期現金フローと短期負債との関係を指摘しており、この場合、静態的流動性であっても資金

調達などの問題が含まれるであろう。また、資産の流動性と負債の流動性との間の均衡維持からは収入超過あるいは支出超過といった動態的流動性を含むと考えられる。

支払能力は流動性と表裏関係にある。つまり、流動性が高ければ支払能力は十分であるということである。支払能力も流動性と同様に、一時点における支払義務とその支払手段との対応からみた静態的支払能力および一期間における収入と支出との対応からみた動態的支払能力がある¹¹⁾。

とくに、アメリカでは、1970年代まで、静態的支払能力にもとづく正味運転資本が企業の支払能力を示すと考えられていた¹²⁾。したがって、運転資本資金にもとづく資金計算書が多く支持され、作成された。これに対して、動態的支払能力を示す収入および支出にもとづく現金資金の資金計算書は、1980年代以降、増加傾向となる。

静態的支払能力は流動資産と流動負債を基礎としている。流動負債が増加したとき、それらの差額である正味運転資本により当該流動負債が支払われることを意味する。したがって、流動資産と流動負債とが個々の対応関係にあることになるが、これらの対応関係を明確に示すのは不可能であろう。実際に支払われるのは運転資本それ自体ではなく、企業へ流入した現金ないしは現金および現金同等物である。このように、支払能力は静態的な考え方から動態的なタイミングを考慮した考え方へと変化してきている。

動態的支払能力に関する情報は、主として債権者にとって有効な情報であり、彼らに開示されるべきである。債権者は元本回収に関心をもつからである。この点から、動態的支払能力に関する情報はキャッシュ・フロー情報において重要であるが、実際には、元本返済は将来の何らかの方法によって調達された資金で賄われるので、企業の資金調達能力に関する情報開示ができなければ利用者にとって有用な情報とならないであろう。

Ⅱ-2. 資金概念アプローチ

1970年代まで、アメリカをはじめとして多くの国々で作成された、運転資本資金にもとづく資金計算書は静態的支払能力を開示すると考えられる。そこで、設定される資金概念と開示されるキャッシュ・フロー情報との関係を明らかにするため、まず、利害関係者の情報ニーズの内容と資金概念の種類との関係を検討し、次に資金概念の種類と設定した資金概念にもとづく資金計算書から開示される情報内容との関係を検討する。ここでは、資金概念を設定してそれにもとづいて資金計算書を作成する方法を資金概念アプローチとよび、その特徴を指摘する。

ここでは、主要な情報利用者を投資者、債権者および経営者に限定する。それらの情報利用者と一般的な情報ニーズは、表Ⅱ-1に示すとおりである。

表Ⅱ－1
情報利用者と情報ニーズ

情報利用者	情報ニーズ
投 資 者	収益性（健全な資金管理）
債 権 者	流動性（支払能力）
経 営 者	手元流動性（健全な資金管理）

投資者は一般的に収益性に関心をもっているので、損益計算書が有用であろう。しかしながら、一部の投資者は企業全体の価値に関心をもつであろう。この場合、資金概念は包括的な概念で比較的長期的な流動性を考慮した運転資本資金あるいは総財務資源資金が適切である。また、一定の利益保証に関心をもつ投資者および優先株主は比較的短期の流動性に強い関心をもつであろうから、現金資金あるいは運転資本資金などが有効になる。

債権者は債権の元本回収のため、一般的に流動性に関心をもっている。一部の債権者は企業の継続的な価値に関心をもつので、支払能力に関心をもつ。この場合、資金概念は現金資金あるいは運転資本資金などがある。また、一部の債権者は、現在あるいは近い将来の安全性に関心をもつので弁済価値に関心をもつ。この場合には、広義の概念が有効になるであろうから、運転資本資金、正味当座資産資金などが考えられる。

経営者は資金繰りに関心をもつので、経常的な資金収支には現金資金が役立つ。次に、配当の観点からみると、企業の収益性および流動性を考慮した損益計算書情報に加え、現金資金、正味当座資産資金、運転資本資金が重要になる。資本支出と意思決定からは将来のキャッシュ・フローが関係するので、現金資金、正味当座資産資金あるいは運転資本資金が有効である。

このように、情報利用者の情報ニーズと資金概念との関係は一様でなく、投資者、債権者および経営者において異なっている。これらの関係を示すと、表Ⅱ－2のように要約できる。

情報利用者と資金概念との関係は、情報利用者の情報ニーズの重要性の観点から再整理すると、表Ⅱ－3に示すとおりである。

投資者には現金資金が最も適切であり、次に運転資本資金が、債権者には現金資金あるいは運転資本資金が適切な資金概念であり、経営者には現金資金が最も適切で、正味当座資産資金もしくは運転資本資金が適切な資金概念となる。このように情報利用者を特定すると、設定すべき適切な資金概念はある程度限定できる。

資金概念と情報利用者との関係は、アーネット（H. E. Arnett）が展開しており、次のとおりである¹³⁾。アーネットは経営者と投資者に対して異なる資金計算書の作成

表Ⅱ－２
情報利用者と資金概念（１）

資金概念 情報利用者	現金資金	正味当座資産資金	運転資本資金	総財務資源資金
投資者	○		△	○
債権者	○	○	△または○	○
経営者	○	△	△	

○：最も適切な資金概念

△：適切な資金概念

表Ⅱ－３
情報利用者と資金概念（２）

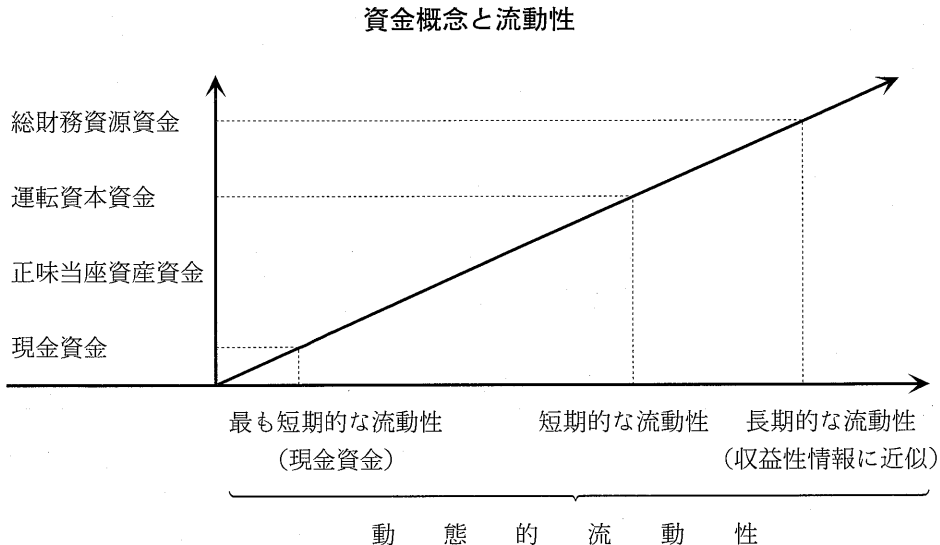
資金概念 情報利用者	現金資金	正味当座資産資金	運転資本資金	総財務資源資金
投資者	○		△	
債権者	△※		△※	
経営者	○	△	△	

※債権者については現金資金あるいは運転資本資金のいずれかが適切と考え、現金資金および運転資本資金の両資金概念を△とした。

を推奨している。資金計算書は貸借対照表および損益計算書を補完するものであるが、付属明細表でもなく損益計算書との直接の関係もない。資金計算書の目的は会社の成長パターンあるいは縮小パターンを反映すること、その資金調達がどのようになされたかを指摘することである。そのため、財務取引および事象と経済取引および事象とを区別しなければならないとしている。前者は資産の取得または処分に関連する取引が資金計算書で、後者は利益を生み出す資産の利用に関連するので損益計算書で開示される。資金概念は総財務資源資金であり、そこで現金資金あるいは運転資本資金が反映されるべきとしている。アーネットは運転資本資金より広義の概念は存在しないとして、運転資本資金にもとづく資金計算書こそが総財務資源資金を示すと考え、５年間の比較累積資金計算書が必要であるとしている。また、短期、中期、長期の資金計画のため、①１日基準、②１週間あるいは１月基準、③１月基準による１年、④長期（３～５年）の内部資金計算書が必要であるとしている。この場合の資金概念は現金資金であるが、長期になるにつれて広義の概念が適切である。たとえば、②１週間あるいは１月基準では正味当座資産資金が妥当するとしている。このアーネットの理論から、債権者ないしは投資者の場合には、静態的支払能力を示す運転資本資金が、経営

者の場合には、基本的に現金資金が用いられるべきと考えられる。

以上の検討から、経営者は資金管理の観点から直接の現金資金に、債権者は比較的短期の流動性に、投資者は長期的な流動性（収益性情報を含む）に関心をもち、資金概念と動態的流動性との関係を次の図で示すことができよう。



情報利用者の関心は、流動性を考慮する場合、時間的な要素と置き換えることもできる。経営者には現金資金計算書、債権者には現金資金計算書あるいは運転資本資金計算書、投資者には現金資金計算書あるいは総財務資源資金計算書などが対応すると考えることもできる。しかしながら、複数の資金計算書の作成は利用者を混乱させる。資金計算書の重要な情報利用者である債権者のために運転資本資金計算書の作成をしたとしても、支払能力に関心のある一部の債権者に役立つにすぎない。

次に、資金概念の種類と設定した資金概念にもとづく資金計算書から開示される情報内容との関係を、①現金資金、②運転資本資金、③正味当座資産資金および④総財務資源資金のそれぞれについて検討する。

現金資金は現金および現金同等物であり、現金を含む取引は資金取引となる。それ以外の取引は、非資金取引である。現金資金計算書は非資金取引と現金同等物の範囲についての問題があるが、収入および支出にもとづく収支計算書と類似した計算書である。この計算書が開示する情報は支払能力であり、収入および支出にもとづく動態的支払能力と考えられる。現金資金計算書は現金の源泉および用途を示しており、それ以外の情報は開示されない。換言すれば、情報の範囲を限定して、現金という極めて流動性の高い資金フローを示しており、支払能力に関する実態に即した情報である。

運転資本資金にもとづく資金計算書は、1970年代まで世界各国で最も多く作成さ

れた。これは当時の資金計算書の一般的な形式であり、アメリカをはじめとする国々で財政状態変動表（Statement of Changes in Financial Position；SCFP）として作成されたものである。運転資本資金の特徴は貸借対照表の流動－非流動分類を基礎としているため、明瞭であるということである。運転資本資金計算書が開示する情報は、流動資産と流動負債の差額である運転資本にもとづく静態的支払能力である。これは流動負債が増加したとき、運転資本により決済されることを前提としている。しかしながら、流動負債の決済手段が実際に運転資本で行われるかは疑問である。決済に用いられるのは流入した現金もしくは現金同等物であり、将来のキャッシュ・インフローである。静態的支払能力に関する情報は十分とはいえない。換言すれば、運転資本資金計算書は運転資本の源泉および使途を示し、現金資金より広範囲の情報を開示しているが、運転資本を換金性の基礎とした支払能力であり、実態に即した内容でない。

当座資産は流動資産から棚卸資産を控除したもので、正味当座資産資金は運転資本から棚卸資産を控除したものである。運転資本資金が換金性を広く捉えているのに対して、正味当座資産資金は棚卸資産という未費消原価が販売過程を経ない限り換金できないとしている点に特徴がある。これは運転資本資金の欠点のある程度克服しているが、決済に充当されるものが流動資産であるということは同様である。換言すれば、支払能力に関する情報開示は流動資産と流動負債の対応関係が完全に解消されていないが、運転資本資金の場合よりも実態に即した内容となっている。

総財務資源資金は企業間の交換に使用される資産、すなわち企業の購買力全体を示す。これは貨幣価値の安定を基礎とする、安定した価値尺度の存在を前提とする。資金概念をここまで拡大すると、支払能力の開示は非常に包括的になり、各期を結合させる媒体としての資金が存在しないのである。総財務資源資金が資金概念の一つであるかどうかは疑問である。しかしながら、資金の源泉および使途に関する情報の観点からすれば全体的な情報開示といえるが、それは粗雑な内容であり、詳細な情報ではない。

運転資本資金や正味当座資産資金にもとづく資金計算書が開示する情報も、現金資金にもとづく資金計算書が開示する情報も支払能力である。相違は支払能力の範囲であり、換金されるものの範囲である。とくに、現金資金計算書は動態的支払能力を示していることから、他の資金概念にもとづく計算書より優位である。総財務資源資金は情報開示の内容があまりにも包括的である。すでに述べたように、資金概念を特定することは情報利用者のある程度限定する。たとえば、運転資本資金の場合、主として債権者であり静態的支払能力に関する情報を開示する。しかし、支払能力に関する情報以外に資金調達能力などの情報開示が必要であり、ここに資金概念アプローチの限界がある。

Ⅲ．情報内容アプローチの検討

Ⅲ－１．財務弾力性

流動性と支払能力の概念は表裏関係にあり、多義的であった。資金概念アプローチでは、これらの概念を基礎として、資金概念を設定して資金計算書が作成される。しかし、このアプローチには支払能力の開示、情報利用者、資金概念の設定などに多くの制約があると考えられた。これらを克服する概念は、財務弾力性（Financial Flexibility）である。

財務会計基準審議会（FASB）の討議資料（DM）『資金フロー、流動性および財務弾力性の報告』（Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility）では、財務弾力性の概念と流動性の概念との関係を次のように述べている¹⁴⁾。

「流動性の概念は財務弾力性の概念と密接に関連する。事実、流動性は財務弾力性の一部である。必要に応じて換金することのできる投資残高のような流動資産の金額が大きいことは、相当な財務弾力性があることを示すであろう。しかしながら、財務弾力性の概念は流動性の概念より広い。財務弾力性は、貸借対照表に示される項目に直接関連しない現金の潜在的な源泉、たとえばまだ利用していない借入れ先があることを含む。」

このように、流動性よりも広義の概念が財務弾力性であり、潜在的な源泉をも含むとしている。この財務弾力性について、次のように定義している¹⁵⁾。

「財務弾力性とは、たとえいかに予期しがたい資金需要があろうとも、企業がこれに対応できる企業の資金調達能力を示している。」

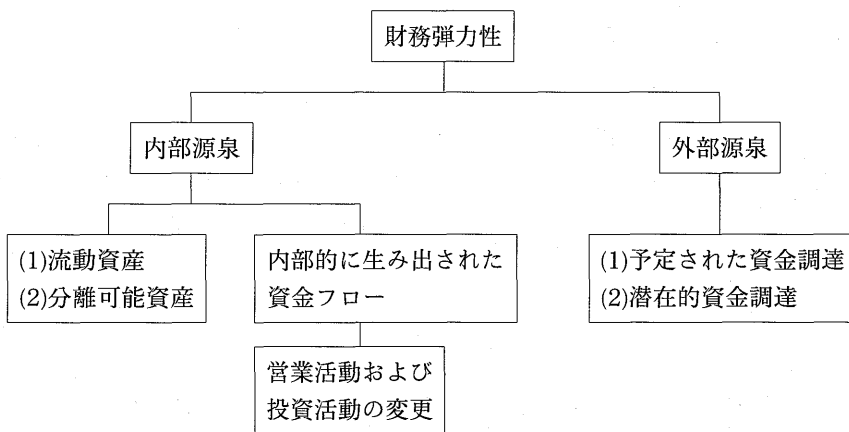
これは追加的な外部資産を増加させること、営業にかかわりない資産を売却すること、営業活動およびそれに関連する投資残高のレベルを調整して正味資金流入額を増加させることによって、新しい資金源泉を獲得する企業の能力を示している。財務弾力性は、企業が支出超過のときにどれだけの改善措置をとれるかということである。しかし、アントン（H. R. Anton）は収入超過のときにも資金計算書が必要であり、次のように述べている¹⁶⁾。

「とくに大会社ほど流動資金をもちすぎる傾向にあり、これが資金計算書を必要とさせている。」

このことから、流動性が高い場合においても資金計算書は必要であり、収入超過でも改善措置をとることもあると考えられる。しかしながら、資金計算書を必要とする場合は一般的には支出超過のときであろう。このときの具体的な改善措置は、経済の変動に対応していく経営者の判断に依存するであろう。資金需要が一時的ならば、短期借入れまたは営業にかかわりない資産の換金可能性が重要になるであろう。営業活動の変更が必要になることもあろう。

財務弾力性が十分であるとは、正常な活動から正味の現金フローを生み出すか、あるいは(a)投資者および債権者からの追加資本、(b)営業活動にかかわりない資産の決済、(c)計画された営業活動および投資活動の具体化といった手段によって追加的な現金フローを得ることができる会社である¹⁷⁾。このように、財務弾力性は広範な概念であり、経営者の意思決定まで含まれる。財務弾力性の源泉は、表Ⅲ－1に示すとおりである¹⁸⁾。

表Ⅲ－1
財務弾力性の源泉



ヒース (L. C. Heath) も財務弾力性のある会社について、次のように定義している¹⁹⁾。

「財務弾力性のある会社とは、必要な現金支出額が予測される現金収入額を超えている場合、即時に、かつ、現在または将来の利益およびその会社の株式の時価に軽微な悪影響しか与えずに、その超過額をなくすような改善措置をとることができる会社であると定義される。」

この定義は支出超過のときの改善措置を示している。現金収入は売上の減少、債権

の回収低下などにより減少することもあり、現金支出は物価・賃金上昇などにより増加することもある。また、臨時・異常な現金支出もあるであろう。換言すれば、予測・計画以下の現金収入と予測・計画以上の現金支出により支払能力が低下することを指摘し、財務弾力性に関する情報の重要性を明らかにしている。ヒースは、財務弾力性を高める方法を具体的に示しており、表Ⅲ－2に示すとおりである²⁰⁾。

表Ⅲ－2
財務弾力性

方 法		内 容
①貨幣の借入れ	直接	銀行借入れ、社債発行、商業手形発行など
	間接	支払い延期など
②資産の換金化	直接	市場性のある有価証券の売却、受取手形の割引き、工場および設備の売却（リース・バックを含む）など
	間接	通常取引経路を通じて販売している商品の再調達中止、固定資産の取替えの中止など
③費用の減額		費用の引下げ
④配当の減額		配当の引下げ
⑤株式の発行		新株発行

このように、ヒースは財務弾力性の概念を重視し、明確に定義し、かつ具体的な方法まで示している。これらの検討から、流動性と支払能力は表裏関係にあり、財務弾力性は流動性や支払能力よりも広範な概念であり、これらの関係は次のように示すことができる。

流動性 ←——→ 支払能力 < 財務弾力性

財務会計基準審議会（FASB）の討議資料（DM）における財務弾力性とヒースが示した財務弾力性を対比すると表Ⅲ－3のように要約できる。

表Ⅲ－3
討議資料（DM）とヒースの財務弾力性

討議資料（DM）	ヒース
外部源泉	①貨幣の借入
内部源泉	②資産の換金化
内部源泉	③費用の減少
内部源泉	④配当の減少
外部源泉	⑤株式の発行

両者の定義は企業の資金調達能力を重視し、従来の支払能力より広義である。この財務弾力性に関する情報を一つの資金計算書のみで開示することは不可能である。また、これらの情報をすべて開示したとしても、経営上の機密事項にかかわることも考えられる。そこで、収入および支出にもとづく動態的支払能力に関する情報に、この財務弾力性に関する情報を加味した、キャッシュ・フロー情報開示が有用となる。

Ⅲ－２．情報内容アプローチ

資金概念を設定して資金計算書を作成する資金概念アプローチは、情報利用者および情報開示の内容をある程度限定する。1970年代までの資金計算書は資金の源泉および使途を明らかにしているので、資金概念の設定は情報開示の範囲を限定することになる。財務弾力性に関する情報を開示するためには、資金概念アプローチに限界があると考えられる。すでに述べたように、収入および支出にもとづく動態的支払能力は一部の債権者を満足させる有用な情報であるので、この動態的支払能力に関する情報を含む財務弾力性に関する情報開示が広範な債権者の情報ニーズをより満足させることになる。ここでは、キャッシュ・フロー情報の内容を活動別に整理して開示する方法を情報内容アプローチとよび、その特徴を指摘する。

ヒース (L. C. Heath) は貸借対照表における流動－非流動分類に代わる方法を提案しており、この内容は財務弾力性に関する情報開示の役立つと考えられる²¹⁾。ヒースは具体的に、①特定の資産および負債の属性に関する補完的な情報開示、②源泉別にもとづく負債の分類、③資産の配列の3つを指摘している。まず、特定の資産および負債の属性は満期日および金額である。これは収支のタイミングに関する情報を考慮したものである。たとえば、売上債権に対する貸倒引当金の金額である。売上債権は満期日という属性と密接な関係をもつため、回収可能債権か回収不能債権かはこの情報に依存するところが大きいであろう。次の源泉別にもとづく負債の分類は、ハント (P. Hunt)、ウィリアムズ (C. M. Williams)、ドナルドソン (G. Donaldson) が提唱した自然発生的源泉と交渉による源泉にもとづくものである²²⁾。自然発生的源泉は通常の営業上の負債（買掛金、支払手形など）や未払費用などのように循環する性質のもので、交渉による源泉は銀行借入れ、商業手形の売却、社債の発行などのように債権者との交渉あるいは経営者の努力を必要とするものである。自然発生的源泉は、営業上の負債と租税とに区分できる。交渉による源泉は、金融上の負債である。したがって、負債は、営業上の負債、租税、金融上の負債に分類される。これらの金額、増減の性質および期間は重要な情報となる。最後に、資産の配列は流動－非流動分類にもとづくものではないが、伝統的な流動性配列法に準拠するため、絶対的流動性が示される。ヒースの提案にもとづく貸借対照表および、売上債権および金融上の負債満期日附属明細表は、表Ⅲ－４および表Ⅲ－５に示すとおりである²³⁾。

表Ⅲ－４
××会社
貸借対照表

資産	12/31/79	12/31/78
現金	\$21,968	\$15,666
市場性のある有価証券（現在の市場価値\$23,608, \$29,198）	18,459	21,521
売掛金および受取手形	70,143	66,276
貸倒引当金	(973)	(906)
正味売上債権	69,170	65,370
棚卸資産		
製品	73,610	62,102
仕掛品	22,109	16,998
原材料貯蔵品	13,167	10,605
棚卸資産合計	108,886	89,705
前払費用	8,164	5,222
有形固定資産		
土地建物機械装置	349,615	319,101
減価償却費累計	(136,171)	(125,591)
正味有形固定資産	213,444	193,510
その他の資産	1,609	3,873
資産合計	<u>\$441,700</u>	<u>\$394,867</u>
負債および資本		
営業上の負債（期限1年以内）		
買掛金および支払手形	\$47,662	\$49,518
未払費用	29,601	26,401
合計	77,263	75,919
未払税金		
確定申告法人税	13,061	11,996
従業員源泉および諸税金	3,906	4,111
繰延税金（減価償却期間差異）	39,664	37,605
未払税金合計	56,631	53,712
金融上の負債		
銀行宛支払手形	48,605	15,513
担保付借入金	26,000	28,000
7%利付社債（期限1995.12.31）	25,000	25,000
金融上の負債合計	99,605	68,513
負債合計	233,499	198,144
株主持分		
5%転換優先株式額面\$100	40,000	70,000
普通株式額面\$10	90,000	70,000
資本準備金	41,609	24,114
利益準備金	36,592	32,609
株主持分合計	208,201	196,723
負債および株主持分合計	<u>\$441,700</u>	<u>\$394,867</u>

表Ⅲ－5
××会社
売上債権および金融上の負債満期日附属明細表

売掛金および受取手形	12/31/79	12/31/78
期限経過額	\$1,398	\$1,206
期限1年未満	37,111	36,692
期限1年以上2年未満	24,906	21,605
期限2年以上3年未満	9,205	10,331
期限3年以上	4,915	4,034
合計	77,535	73,868
→利息相当額控除	7,392	7,592
貸借対照表計上額	<u>\$70,143</u>	<u>\$66,276</u>
金融上の負債		
期限1年未満	\$28,435	\$23,054
期限1年以上2年未満	15,670	5,830
期限2年以上3年未満	15,510	5,670
期限3年以上4年未満	15,350	5,510
期限4年以上5年未満	15,190	5,350
期限5年以上10年未満	23,550	24,350
期限10年以上15年未満	17,710	20,350
期限15年以上	33,750	33,500
合計	165,165	125,614
→利息相当額控除	65,560	57,101
貸借対照表計上額	<u>\$99,605</u>	<u>\$68,513</u>

売上債権および金融上の負債満期日附属明細表における利息相当額については、利率の表示があればより有用な情報になるであろう。この明細表は、現金回収の期限と現金支払に関する情報を開示する。源泉別分類にもとづく負債は、資金の源泉を明瞭に表示する。資産の配列は流動性配列法により絶対的流動性を示す。これらは、財務弾力性を判断するさい役立つのである。しかしながら、主要な財務弾力性に関する情報である動態的支払能力を含むキャッシュ・フロー情報は、キャッシュ・フロー計算書により開示されるのである。

1971年3月にアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants；AICPA）が公表した会計原則審議会意見書第19号（Accounting Principles Board Opinion No.19；APBO19）「財政状態変動の報告」（Reporting Changes in Financial Position）では、目的を次のように述べている²⁴⁾。

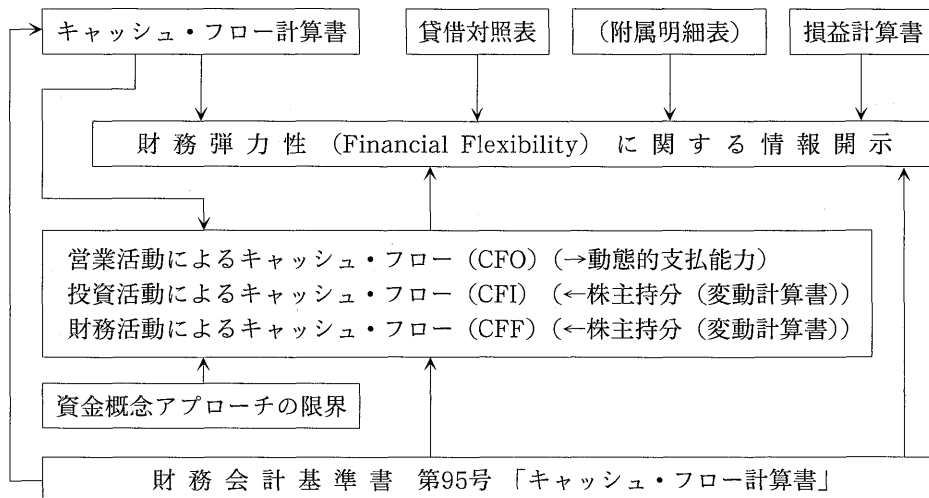
「資金計算書の目的は、(1)企業が当該期間に営業活動から資金を生み出す範囲を含めて、企業の財務活動および投資活動を要約すること。そして(2)当該期間における財政状態の変動の開示を完全にすることである。」

この目的は曖昧であり、漠然としている。つまり、当時、この基準にもとづいて作成された財政状態変動表（Statement of Changes in Financial Position；SCFP）は無区分であるため、財務活動および投資活動に関する情報を開示できない。また、当該期間における財政状態の変動を完全の開示することは計算書を複雑にするであろうし、現実には不可能であろう。会計原則審議会意見書第19号（APBO19）では、これ以外に、当該企業の営業活動にかかわる増減を重視した支払能力の変動報告²⁵⁾、建物取得のための持分証券の発行などの資本構造の変動報告²⁶⁾および負債証券あるいは持分証券と交換による有形固定資産の取得あるいは処分などの長期資産の変動報告²⁷⁾を規定しているが、いずれも不明確であった。しかしながら、これらの内容はすべて財務弾力性に関する重要な情報である。

これらを反映したのが、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；FASB）が1987年11月に公表した財務会計基準書第95号（Statement of Financial Accounting Standards No.95；SFAS95）「キャッシュ・フロー計算書」（Statement of Cash Flows）にもとづくキャッシュ・フロー計算書（Statement of Cash Flows）²⁸⁾である。キャッシュ・フロー計算書は資金概念を現金および現金同等物として、表示区分を営業活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Operating Activities；CFO）、投資活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Investing Activities；CFI）、および財務活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Financing Activities；CFF）の3区分としたため、問題点は解消されたのである。このように、従来までの資金概念を設定して、それにもとづく資金計算書や財政状態変動表（SCFP）を作成したアプローチではなく、開示する情報内容を重視するアプローチが考えられる。この情報内容アプローチは、情報内容を企業の営業活動、投資活動および財務活動の活動別に開示し、企業の財務弾力性を判断するさい有用な情報を提供するのである。この関係は、表Ⅲ－6に示すとおりである。

以上の考察から、現在作成されているキャッシュ・フロー計算書は、情報内容アプローチにもとづくと考えられる。営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）、投資活動によるキャッシュ・フロー（CFI）および財務活動によるキャッシュ・フロー（CFF）の3区分された活動別のキャッシュ・フロー情報が開示され、情報利用者はそれぞれの必要に応じて個々の活動別に、または活動内容を組み合わせてキャッシュ・フロー計算書を利用するであろうし、さらに他の財務諸表から得られる情報を総合的に考慮して利用するであろう。しかしながら、1980年代以降、包括利益（Comprehensive Income）の概念が提唱されるようになる。この包括利益を考慮した場合に、キャッシュ・フロー情報がどのように開示されるかを検討することで、キャッシュ・フロー情報開示の今後のあり方を探りたい。

表Ⅲ-6
情報内容アプローチ



Ⅲ－3. 包括利益とキャッシュ・フロー情報

包括利益（Comprehensive Income）とは出資者以外の源泉から生じる一期間における持分のすべての変動額を含むとして、1980年に公表された財務会計概念報告書第3号（Statement of Financial Accounting Concepts No. 3；SFAC3）『営利企業の財務諸表の構成要素』（Elements of Financial Statements of Business Enterprises）において次のように述べられている²⁹⁾。

「包括利益は出資者以外の源泉からの取引、その他の事象および環境要因から生じる一期間における企業実体（純資産）の変動（アンダーライン＝筆者）である。包括利益は出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」

財務会計概念報告書第6号 (Statement of Financial Accounting Concepts No. 6; SFAC6)『財務諸表の構成要素』(Elements of Financial Statements)が1985年に公表され、財務会計概念報告書第3号 (SFAC3)に取って代わることとなり、包括利益は次のように述べられているが、一部異なっている³⁰⁾。

「包括利益（包括的利益－訳書）とは、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動（アンダーライン－筆者）である。包括利益（包括的利益－訳書）は出資者による投資および出資者へ

の分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」

この包括利益は財務会計基準審議会（FASB）が1997年6月に公表した財務会計基準書第130号（SFAS130）「包括利益の報告」（Reporting Comprehensive Income）において、財務会計概念報告書第6号（SFAC6）の定義にもとづくとして、その用語法について次のように述べられている³¹⁾。

「本ステートメントは包括利益という用語を、純利益を含む包括利益の構成要素すべての合計を示すために用いる。本ステートメントは包括利益という用語を、一般に認められた会計原則において包括利益に含められるが、純利益から除外される収益、費用、利得および損失に言及して用いる。」

また、包括利益の報告目的については、財務会計基準書第130号（SFAS130）において次のように述べられている³²⁾。

「包括利益の報告目的は、認識された諸取引および出資者としての限度での出資者との諸取引以外の当該期間におけるその他の経済事象から生じる企業持分に関する変動すべての尺度を報告することである。・・・・・・

もし財務諸表において関連する開示およびその他の情報を用いたならば、包括利益を報告することによって提供される情報は企業活動および企業の将来のキャッシュ・フローのタイミングと大きさを予測するさい、投資者、債権者およびその他を支援するであろう（アンダーラインー筆者）。」

このように、包括利益の報告目的に将来のキャッシュ・フロー予測に有用であるとしている点は注目すべきである。包括利益は純利益とその他の包括利益（Other Comprehensive Income；OCI）に分類されるとき、次のように述べている³³⁾。

「本ステートメントは包括利益を純利益とその他の包括利益（OCI）とに分ける。ある企業では純利益の金額を表示し続けるべきである。表示された期間すべてに包括利益の項目がない企業では包括利益を報告する必要はない。

純利益に含まれる項目は種々の分類で表示される。それらの分類は、継続的な営業活動、非継続的な営業活動、異常項目および会計原則変更の累積的影響からの損益を含むことができる。本ステートメントは、それらの分類あるいは営業活動の結果を報告するためのその他の要件を変更させない。

その他の包括利益（OCI）に含まれる項目は、それらの本質にもとづいて分類さ

れるべきである。たとえば、既存の会計基準において、その他の包括利益は、外貨建て項目、最小年金債務修正、負債および持分証券への一定の投資による未実現利得および損失とに別個に分類されるべきである。追加的な分類あるいは現行の分類における追加的な項目は将来の会計基準から生じるであろう。」

この点に関して、ノートン（Curtis L. Nonton）らは、包括利益が発生主義会計の原則にもとづく純利益とその他の構成要素の両方を含むものとして次の項目を示し、これらを伝統的な純利益と考えるより、その他の包括利益（OCI）とすべきとしている³⁴⁾。

- 1) 売却目的で取得したポートフォリオにおける市場性のある有価証券の未実現利得および損失
- 2) 在外子会社の財務諸表が連結目的のためにU.S.ドルに換算される場合の外貨換算調整から生じる未実現利得および損失
- 3) 最小年金債務の記入結果である金額

この包括利益の報告は財務会計基準書第130号（SFAS130）において示されており³⁵⁾、ウィリアム（Jan R. Williams）らは包括利益を純利益の合計からその他の包括利益（OCI）の構成要素を加減するものと定義し、財務諸表における表示について次のように要約している³⁶⁾。

- 1) 第2の損益計算書とする場合。第1の損益計算書は純利益の構成要素を表示し、他は純利益の一つの要素である包括利益の構成要素を表示する
- 2) 純利益の構成要素とその他の包括利益（OCI）の構成要素の両方を含む一つの損益計算書とする場合
- 3) 株主持分計算書における一つのカラムとして表示される株主持分の増減に関する一つの要素とする場合

また、財務会計基準書第130号（SFAS130）はその他の包括利益（OCI）の合計を移記するための累積その他の包括利益（Accumulated Other Comprehensive Income；AOCI）を示している³⁷⁾。ベーカー（Richard E. Baker）らは、この累積その他の包括利益（AOCI）が各会計期間のその他の包括利益（OCI）を振替えるための勘定であるとして、次のように述べている³⁸⁾。

「すべての期間のその他の包括利益（OCI）は累積その他の包括利益（AOCI）に

振替えられ、株主持分勘定（たとえば、資本金、株式払込剰余金および留保利益）とは別個に表示される。『累積その他の包括利益（AOCI）』のような適切な勘定科目名は、この株主持分勘定を説明するために用いられる。株主持分変動計算書は期首のその他の包括利益（OCI）勘定の累積残高ではじめ、次に当該期間の包括利益に含まれる当該期間の為替換算調整勘定および追加的その他の包括利益（OCI）勘定の変動を含め、そして期末の累積その他の包括利益（AOCI）で終わる。さらに、その他の包括利益（OCI）の累積期末残高は、会社の貸借対照表において、株主持分の区分の一部として、通常は留保利益の次に表示される。」

財務会計基準書第130号（SFAS130）は完全な一組の一般目的財務諸表において包括利益とその構成要素を示すための基準であり³⁹⁾、包括利益の報告を推奨している。この報告状況は、表Ⅲ－7に示すとおりである⁴⁰⁾。

表Ⅲ－7
包括利益－報告する計算書

	2006	2005	2004	2003
報告形式：				
株主持分変動計算書に含める場合	485	478	485	488
別個の包括利益計算書とする場合	75	77	68	69
利益と包括利益の結合計算書とする場合	21	24	22	23
	581	579	575	580
包括利益を報告しない	19	21	25	20
会社数合計	600	600	600	600

表Ⅲ－7から明らかなように、包括利益を株主持分変動計算書に含めて報告している会社が最も多く、全体の約80％となっている。次いで多いのが第2の損益計算書である別個の包括利益計算書とする二計算書方式である。一つの損益計算書で利益と包括利益の結合計算書として報告する一計算書方式は、少数で5％未満にとどまっている。包括利益を報告しない会社も同様に少数である。

このようなアメリカにおける包括利益の報告と公正価値の変動について、デュープニック（Timothy Doupnik）らは次のように述べている⁴¹⁾。

「アメリカの一般に認められた会計原則（U. S. GAAP）のもとでは、デリバティブの公正価値の変動は包括利益に含めなければならない。財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；FASB）は1997年に包括利益を導入

した。包括利益は出資者以外の源泉からの持分の変動すべてと定義し、二つの構成要素、すなわち純利益とその他の包括利益（OCI）からなるとした。その他の包括利益（OCI）は、以前のFASBステートメントが売却目的で取得した市場性のある有価証券の利得および損失のような株主持分に繰延べられるべきであると要求した損益勘定からなる。その他の包括利益（OCI）は累積され、貸借対照表の株主持分の区分における別の行（Separate Line）として報告される。累積その他の包括利益（AOCI）の勘定科目名は、この株主持分の行の項目（Line Item）を説明するために本章（引用文献『国際会計 第6章 外貨建て取引と為替リスクのヘッジ（Foreign Currency Transactions and Hedging Foreign Exchange Risik）』－筆者）で用いられる。」

包括利益は、純利益とその他の包括利益（OCI）からなる。キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Operating Activities；CFO）の表示方法には、直接法と間接法がある。直接法は営業活動に伴う現金収入および現金支出を総額で示す方法であり、間接法は営業活動による正味キャッシュ・フロー（CFO）を示すために、純利益を調整して示す方法である。すなわち、当期純利益に非資金損益項目、営業活動にかかわる資産および負債の増減、投資活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Investing Activities；CFI）および財務活動によるキャッシュ・フロー（Cash Flows from Financing Activities；CFF）の区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法である。後者の間接法による表示方法は純利益と営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）との関係が明示される点に長所が認められているが、包括利益が報告される場合、混乱が生じるであろう。間接法による表示方法は、当期純利益と非資金損益項目との戻し加算にもとづく。包括利益と非資金損益項目との戻し加算は行われないので、間接法による表示方法を用いた場合、間接法の長所である純利益と営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）との関係を明示する点について、包括利益を報告するさい、包括利益と営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）との関係は明らかにされない。したがって、営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）の表示方法は直接法による表示に優位性を認めることができる。これらの点は、今後の検討課題である。

しかしながら、アメリカにおける包括利益の報告は、すでに述べたように、種々の方法が用いられており、まだ一様ではないので今後どのように報告されるかについて注目する必要がある。また、わが国を含むアメリカ以外の国においても包括利益の報告は、世界各国の会計基準と国際財務報告基準／国際会計基準（International Financial Reporting Standards；IFRS／International Accounting Standards；IAS）とのコンバージェンス（収斂）に強く影響されると考えられるので、この動向

にも注目しなければならない。こうした包括利益の報告とキャッシュ・フロー情報開示の関係は営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）の表示方法である直接法と間接法の観点だけでなく、キャッシュ・フロー会計のフレームワークあるいは会計のフレームワークの観点から総合的な理論的検討を必要とする。

IV. おわりに

本稿では、キャッシュ・フロー計算書へのアプローチの検討をキャッシュ・フロー計算書とそれ以前の資金の源泉および用途に関する計算書（Statement of Sources and Application of Funds）や財政状態変動表（Statement of Changes in Financial Position；SCFP）などの資金計算書に分けて検討した。財政状態変動表（SCFP）などの資金計算書に対しては、資金概念にもとづいて資金計算書を作成する方法に焦点を当て、その基礎概念となる流動性と支払能力を検討し、その特徴および限界を指摘する。ここでは、このアプローチを資金概念アプローチとよぶこととした。資金概念アプローチは資金概念を特定するため、情報利用者をある程度限定する。たとえば、運転資本資金の場合、主として債権者であり静態的支払能力に関する情報開示となる。しかし、支払能力に関する情報以外に資金調達能力などの情報開示が必要であり、ここに資金概念アプローチの限界がある。

キャッシュ・フロー計算書（Statement of Cash Flows）に対しては、キャッシュ・フロー情報の内容を活動別に整理して開示する方法に焦点を当て、その基礎概念となる財務弾力性を検討し、このアプローチを情報内容アプローチとよぶこととした。情報内容アプローチは動態的支払能力に関する情報を含む財務弾力性に関する情報開示であり、広範な債権者の情報ニーズをより満足させる。キャッシュ・フロー計算書は、主要な財務弾力性に関する情報である動態的支払能力を含むキャッシュ・フロー情報を開示するのである。現在、作成されているキャッシュ・フロー計算書は情報内容アプローチにもとづくと考え、営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）、投資活動によるキャッシュ・フロー（CFI）および財務活動によるキャッシュ・フロー（CFF）の3区分された活動別のキャッシュ・フロー情報が開示され、情報利用者はそれぞれの必要に応じて個々の活動別に、あるいは活動内容を組み合わせてキャッシュ・フロー計算書を利用し、さらに他の財務諸表から得られる情報を総合的に考慮して利用するであろう。

1980年代以降、包括利益（Comprehensive Income）の概念が提唱されるようになる。包括利益は純利益とその他の包括利益（OCI）からなる。包括利益が報告されるさい、キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）の表示方法である間接法を用いた場合、当期純利益に非資金損益項目が加減

されるため、長所である純利益と営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）との関係は明示されない。すなわち、包括利益と非資金損益項目との戻し加算は行われな
ない。この観点からすれば、営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）の表示方法
は直接法による表示に優位性を認めることができる。これらの点は、今後の検討課題
である。しかしながら、アメリカにおける包括利益の報告はまだ一様ではないので、
今後どのように報告されるかについて注目する必要がある。また、わが国を含むアメ
リカ以外の国における包括利益の報告は、世界各国の会計基準と国際財務報告基準／
国際会計基準（IFRS／IAS）とのコンバージェンス（収斂）に強く影響されると考
えられるので、この動向にも注目しなければならない。包括利益の報告とキャッシュ・フ
ロー情報開示の関係は営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）の表示方法であ
る直接法と間接法の観点だけでなく、キャッシュ・フロー会計のフレームワークある
いは会計のフレームワークの観点から総合的な理論的検討を必要とする。

注

- 1) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Principles Board Opinion No.3 (APBO3), *The Statement of Sources and Application of Funds*, October, 1963.
- 2) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Principles Board Opinion No.19 (APBO19), *Reporting Changes in Financial Position*, March, 1971.
- 3) 川口慎二著、『銀行流動性』, 千倉書房, 1977年, pp.34-35.
- 4) 中山伊知郎, 金森久雄, 荒憲治郎編集, 『有斐閣経済辞典』, 有斐閣, 1971年, p.482.
- 5) Financial Accounting Standards Board (FASB), *Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility* (FASB Discussion Memorandum), FASB, December, 1980, p.88.
- 6) *Ibid.*
- 7) *Ibid.*
- 8) 上原学著, 『経営分析の理論と実務』, 中央経済社, 1980年, p.143.
- 9) 国弘員人著, 『経営分析体系 第3巻 流動性分析』, 中央経済社, 1979年, pp.1-6.
- 10) FASB, *Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility* (FASB Discussion Memorandum), *op. cit.*, p.88.
- 11) 国弘員人著, 前掲書, pp.1-6.
- 12) Financial Accounting Standards Board (FASB), Accounting Research Bulletin No.43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, Chapter 3, Working Capital, par. 3.
- 13) Harold E. Arnett, *Proposed Funds Statements for Managers and Investors*, National Association of Accountants, 1979.
- 14) FASB, *Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility* (FASB Discussion Memorandum), *op. cit.*, p.87.
- 15) *Ibid.* p.107.
- 16) Hector R. Anton, *Accounting for the Flow of Funds*, Houghton Mifflin Company, 1962, p.81.

- 森藤一男, 鎌田信夫訳, 『資金計算の理論』, ダイヤモンド社, 1964年, p.121。
- 17) FASB, *Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility* (FASB Discussion Memorandum), *op. cit.*, pp.107-108.
 - 18) *Ibid.* p.109.
 - 19) Loyd C. Heath, *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, Accounting Research Monograph 3, AICPA, 1978, p.20.
鎌田信夫, 藤田幸男訳, 『財務報告と支払能力の評価』, 国元書房, 1982年, p.24。
 - 20) *Ibid.* pp.20-23.
前掲訳書, pp.24-29。
 - 21) *Ibid.* pp.71-86.
前掲訳書, pp.89-108。
 - 22) Pearson Hunt, Charles M. Williams, and Gordon Donaldson, *Basic Business Finance*, Rev., Ed., Irwin, 1961, pp.116-169.
 - 23) なお, Loyd C. Heath, *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, Accounting Research Monograph 3, AICPAの本文では利息相当額控除を示していない。貸借対照表との関係からみると, この金額は重要であるため以下を参照した。
Loyd C. Heath, Is Working Capital Really Working, *Journal of Accountancy*, August, 1980, pp.60-61.
 - 24) AICPA, APBO19, *op. cit.*, par. 4.
 - 25) *Ibid.*, pars. 10, 14.
 - 26) *Ibid.*, par. 6.
 - 27) *Ibid.*
 - 28) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards No.95 (SFAS95), *Statement of Cash Flows*, November, 1987.
 - 29) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Concepts No.3 (SFAC3), *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, November, 1980, par. 56.
 - 30) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Concepts No.6 (SFAC6), *Elements of Financial Statements*, FASB, November, 1985, December, par. 70.
平松一夫, 広瀬義州訳, 『FASB財務会計の諸概念』＜増補版＞, 中央経済社, 2004年, p.320。
 - 31) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards No.130 (SFAS130), *Reporting Comprehensive Income*, July, 1997, par. 10.
 - 32) *Ibid.*, pars. 11, 12.
 - 33) *Ibid.*, pars. 15, 16, 17.
 - 34) Curtis L. Nonton, Michael A. Diamond, Donald P. Pagach, *Intermediate Accounting, Financial Reporting and Analysis*, Second Edition, Houghton Mifflin Company, 2007, p.121.
 - 35) FASB, SFAS130, *op. cit.*, par. 22.
 - 36) Jan R. Williams, Susan F. Haka, Mark S. Bettner, Joseph V. Carcello, *Financial Accounting*, 13th Edition, McGraw-Hill Irwin, 2008, p.542.
 - 37) FASB, SFAS130, *op. cit.*, par. 26.
 - 38) Richard E. Baker, Valdean C. Lembke, Thomas E. King, Cynthia G. Jeffrey, *Advanced Financial Accounting*, Seventh Edition, McGraw-Hill, 2008, p.580.
 - 39) FASB, SFAS130, *op. cit.*, par. 1.
 - 40) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Accounting Trends &*

Techniques, Sixty-First Edition, AICPA, 2007, p.393.

- 41) Timothy Doupnik, Hector Perera, *International Accounting*, McGraw-Hill, 2007, pp.245–246.